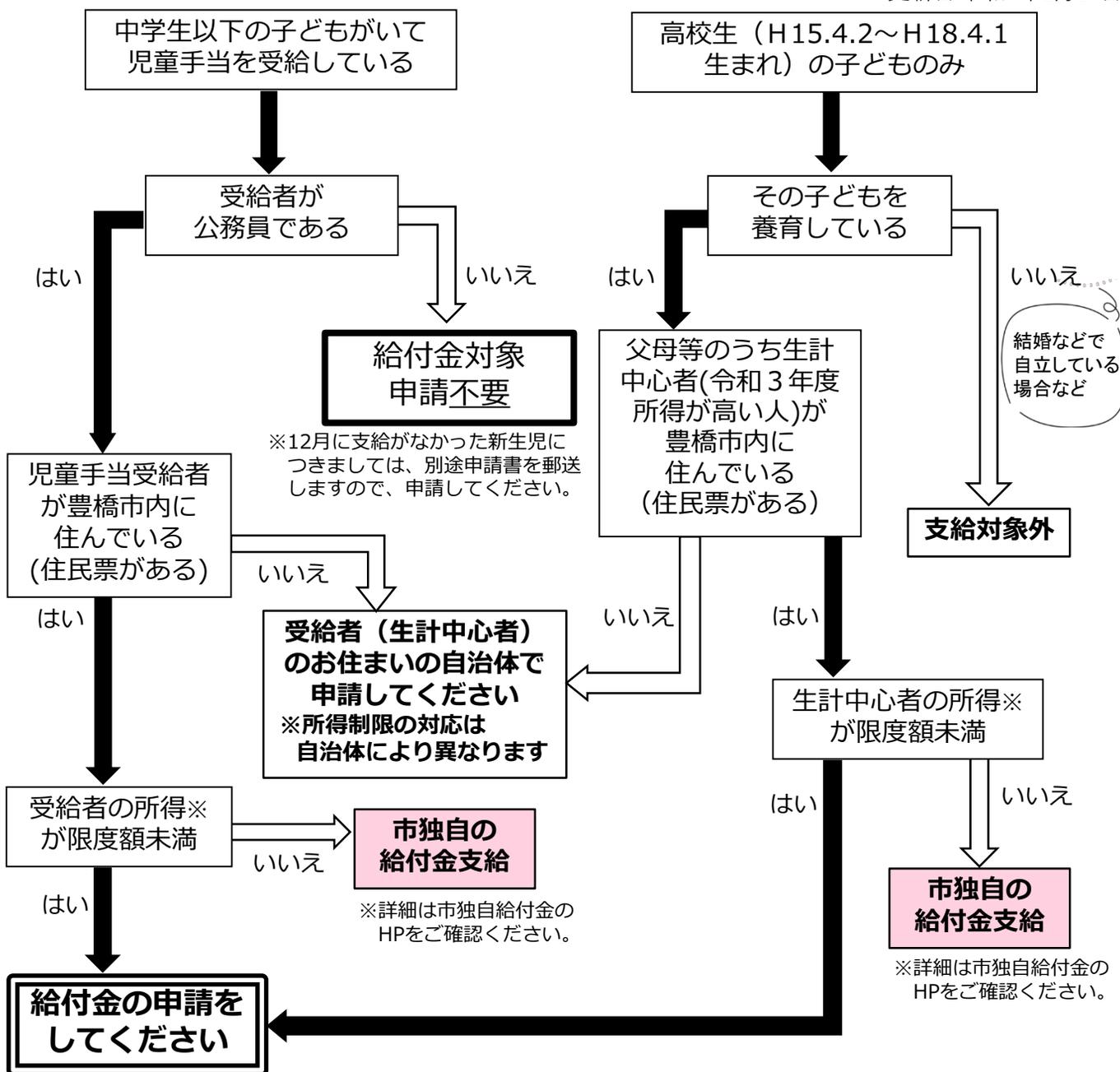


# 給付金支給要件確認フローチャート

更新日 令和4年1月14日



※基準日以降の離婚等で給付金を受け取れなかった養育者は市独自の給付金の対象となる可能性があります。詳細は市独自給付金のHPをご確認ください。

※所得制限限度額 算定に使用する所得は、令和2年1月～12月分の収入です。世帯合算はしません。

扶養親族等の数(人)	所得額(万円)	給与収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1002

扶養親族等の数(人)	所得額(万円)	給与収入額の目安(万円)
5	812	1040
6	850	1078
7	888	1116
8	926	1154
9	964	1192